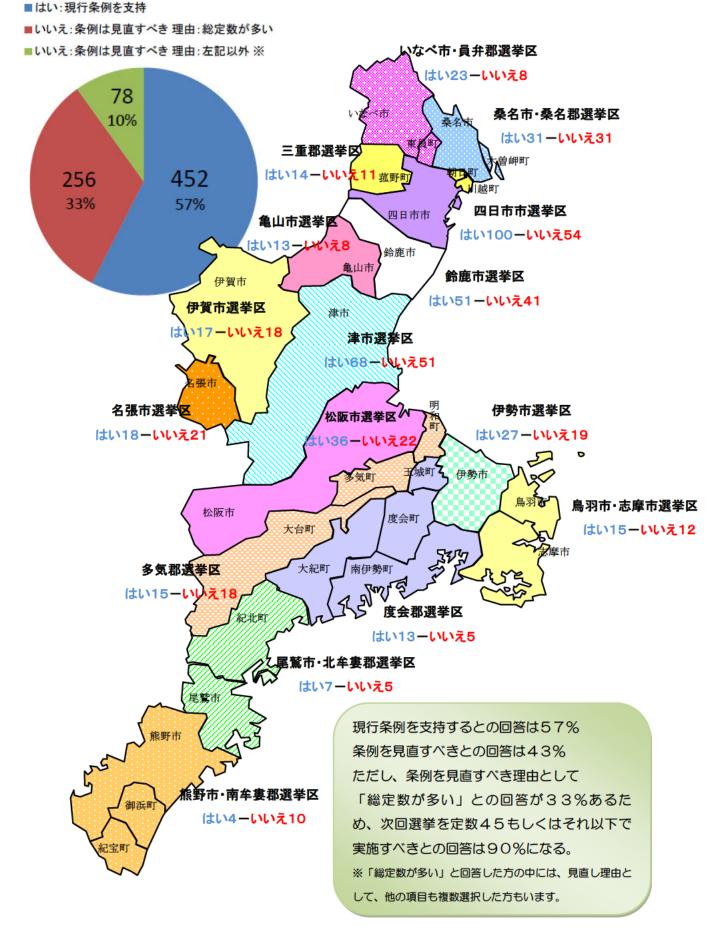
三重県議会議員の選挙区と定数 e モニター回答結果

Q 次回県議会議員選挙を現行条例(定数 45 人)で実施すべきか?



Q 次回県議会議員選挙を現行条例(定数 45 人)で実施すべきか?

選挙区別の回答状況

選挙区	総回答数	はい:現行条例を支持	いいえ:条例は見直すべき		
			理由:総定数が多い	理由:左記以外 ※	
津市	119	68	39	12	
四日市市	154	100	43	11	
伊勢市	46	27	12	7	
松阪市	58	36	18	4	
桑名市·桑名郡	62	31	26	5	
鈴鹿市	92	51	35	6	
名張市	39	18	18	3	
尾鷲市·北牟婁郡	12	7	4	1	
亀山市	21	13	6	2	
鳥羽市·志摩市	27	15	5	7	
熊野市•南牟婁郡	14	4	5	5	
いなべ市・員弁郡	31	23	7	1	
伊賀市	35	17	13	5	
三重郡	25	14	10	1	
多気郡	33	15	13	5	
度会郡	18	13	2	3	
合 計	786	452	256	78	

定数 4 5 人もしくはそれ以下の定数を支持する回答は 7 0 8 (4 5 2 + 2 5 6)で全体の 9 0 %

選挙区	はい	いいえ:条例は見直すべき		
选手位	現行条例を支持	理由:総定数が多い	理由:左記以外 ※	
現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区	371	215	50	
現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区	81	41	28	
合 計	452	256	78	

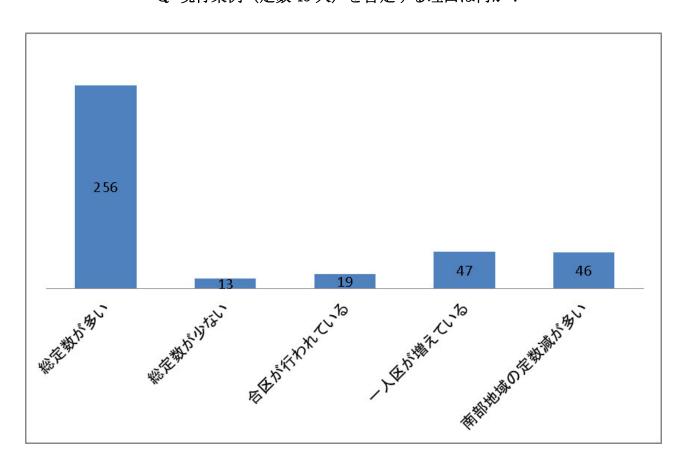
現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区

津市選挙区、四日市市選挙区、松阪市選挙区、桑名市・桑名郡選挙区、鈴鹿市選挙区、名張市選 挙区、亀山市選挙区、いなべ市・員弁郡選挙区、伊賀市選挙区、三重郡選挙区

現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区

伊勢市選挙区、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、鳥羽市・志摩市選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多 気郡選挙区、度会郡選挙区

Q 現行条例(定数 45 人)を否定する理由は何か?



選挙区別内訳

選挙区	A 総定数が 多い	B 総定数が 少ない	C 合区が 行われている	D 一人区が 増えている	E 南部地域の 定数減が多い				
津市	39	1	1	10	8				
四日市市	43	1	2	10	5				
伊勢市	12	2	2	3	4				
松阪市	18	1	2	2	3				
桑名市·桑名郡	26	2	2	3	2				
鈴鹿市	35	1	3	3	3				
名張市	18		1	2	1				
尾鷲市·北牟婁郡	4				1				
亀山市	6			1	1				
鳥羽市·志摩市	5	1	2	3	4				
熊野市•南牟婁郡	5		1	2	6				
いなべ市・員弁郡	7		1	1	1				
伊賀市	13	2	1	2	1				
三重郡	10			2	1				
多気郡	13	1	1	1	2				
度会郡	2	1		2	3				
合 計	256	13	19	47	46				